



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急病院の認定</li> <li>・保安林の指定の予定（3件）</li> <li>・林業・木材産業改善資金の収納事務の委託</li> <li>・歳入の収納事務の委託</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業変更計画の決定（3件）</li> <li>・土地改良区の定款変更の認可</li> <li>・土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を相当とする旨の決定</li> <li>・測量の終了（2件）</li> <li>・都市計画の図書の縦覧（5件）</li> </ul> <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備員等に対する検定の実施</li> </ul> <p>◎ 労働委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん員候補者</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>地域づくり推進課</p> <p>医療政策課</p> <p>林政課</p> <p>”</p> <p>学芸文化課</p> <p>”</p> <p>農村整備課</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>建設企画課</p> <p>都市政策課</p> <p>”</p> <p>生活環境課</p> <p>”</p> <p>労働委員会事務局</p>
---	---

## 告 示

### 長崎県告示第370号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～6 略						1～6 略				
7	地域産業雇用創出チャレ	人口減少対策をはじめ地域課題の解	次に掲げる事業に要する経費(1) 移住支援事業	略		7	地域産業雇用創出チャレ	人口減少対策をはじめ地域課題の解	次に掲げる事業に要する経費(1) 移住支援事業	略	

<p>ンジ支援事業補助金</p>	<p>決に 向 け、地場 産業の振 興に資す る雇用拡 大や、U Iターン 者などに よる創業 や就業、 事業承継 を支援す ること により、 それらの 人財の活 動を通じ 、地域振 興を図る とともに 、本県へ の移住・ 定住を促 進するこ とを目的 とする。</p>	<p>市町が実施する、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費</p> <p>ア 県が指定する県内の企業へ就職した者</p> <p>イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者</p> <p>ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者</p> <p>エ 関係人口として市町が個別に認めた者</p> <p>オ 創業支援事業を活用し、創業した者</p> <p>(2)~(4) 略</p>	<p>8 略</p>
<p>ンジ支援事業補助金</p>	<p>決に 向 け、地場 産業の振 興に資す る雇用拡 大や、U Iターン 者などに よる創業 や就業、 事業承継 を支援す ること により、 それらの 人財の活 動を通じ 、地域振 興を図る とともに 、本県へ の移住・ 定住を促 進するこ とを目的 とする。</p>	<p>市町が実施する、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、県が指定する県内の企業へ就職した者又は創業した者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費</p> <p>(2)~(4) 略</p>	<p>8 略</p>

長崎県告示第371号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 徳洲会 長崎北徳洲会病院	西彼杵郡長与町北陽台1丁目5番1	令和3年5月1日	令和6年4月30日
独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856番1	令和3年4月16日	令和6年4月15日

**長崎県告示第372号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
対馬市上対馬町比田勝字水ヶ浦901の第1、901の第2、902から914まで、917、919
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字水ヶ浦904・906・912・914（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第373号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
対馬市厳原町西里字影平19
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第374号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
対馬市峰町櫛字在家147の27
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
② 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第375号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名  
諫早市貝津町1122番地6  
長崎県森林組合連合会 代表理事長 八江 利春
- 3 委託事務  
林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第376号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名  
熊本県熊本市南区江越1丁目14番10号  
株式会社パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣
- 3 委託事務  
パンフレット「壱岐・原の辻遺跡」販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

---

**公 告**

---

**県営土地改良事業変更計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、南有馬地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
-

南有馬地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月31日まで

3 縦覧場所

南島原市南有馬支所

### 県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、大村北部地区県営土地改良事業計画（農業用排水施設整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業（農業用排水施設整備工）  
大村北部地区土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月17日まで

3 縦覧場所

平 日 大村市役所産業振興部農林水産整備課  
土日祝日 大村市役所本館当直室

### 県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、大村北部地区県営土地改良事業計画（農業用ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業（農業用ため池整備工）  
大村北部地区土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月17日まで

3 縦覧場所

平 日 大村市役所産業振興部農林水産整備課  
土日祝日 大村市役所本館当直室

### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月

18日総会議決)を認可した。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 空池原土地改良区  
認可年月日 令和3年4月19日

**土地改良区の設立に係る土地改進黨業計画及び定款を適當とする旨の決定(公告)**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改進黨業計画及び定款を適當と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 木田土地改良区

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 木田土地改良区設立に係る土地改進黨業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月17日まで

3 縦覧場所

壱岐市役所農林水産部農林課(石田庁舎)  
土日祝日は壱岐市役所石田庁舎守衛室

**測量の終了(公告)**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 西彼杵郡 長与町 岡郷	令和3年3月25日

**測量の終了(公告)**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、諫早市長から公共測量(水準測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市の一部(小野・長田地区外)	令和3年3月29日

**都市計画の図書の縦覧(公告)**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、

同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画（長崎スタジアムシティ地区計画）（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

#### 都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）用途地域（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

#### 都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）防火地域及び準防火地域（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

#### 都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

#### 都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 8・7・106号 浦上歩道橋線（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

## 公安委員会告示

## 長崎県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月27日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

## 1 検定を行う警備業務の種別及び区分

交通誘導警備業務1級

## 2 検定の日時、場所及び検定予定人員

## (1) 日時

令和3年7月29日（木）午前9時から午後6時までの間

## (2) 場所

福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (3) 検定予定人員

10人

## 3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 長崎県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 4 検定試験内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## 5 検定申請の手続

## (1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和3年5月6日（木）から同月14日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本

人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 次に掲げるいずれかの書面 1通

㊦ 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

㊧ 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料の納付

検定申請時に検定手数料14,000円を長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(3) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(4) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

---

## 労働委員会告示

### 長崎県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和3年4月27日

長崎県労働委員会  
会長 國弘 達夫

## ○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 職
國 弘 達 夫	H7. 5. 8	弁護士 長崎県労働委員会会長	
福 澤 勝 彦	H11. 11. 5	長崎大学経済学部教授 長崎県労働委員会会長代理	
堀 江 憲 二	H15. 11. 5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
山 下 肇	H23. 11. 7	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
矢 野 生 子	H27. 11. 5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会公益委員	
宮 崎 辰 弥	H29. 11. 6	日本労働組合総連合会長長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	
吉 次 博 之	H29. 11. 6	三菱重工グループ労働組合連合会長長崎地区本部副執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
高 藤 義 弘	R1. 11. 5	日本労働組合総連合会長長崎県連合会事務局長 長崎県労働委員会労働者委員	
松 田 圭 治	R1. 11. 5	全日本自治団体労働組合長崎県本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
本 田 恵 美 子	R1. 11. 5	全日本自治団体労働組合長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
船 橋 佐 知 子	H21. 11. 5	九州教具（株）代表取締役副社長 長崎県労働委員会使用者委員	
川 口 勇 一 郎	H23. 11. 7	キングタクシー（株）代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	
永 江 圭 爾	H25. 11. 5	（株）昭和堂常務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩 根 信 弘	H27. 11. 5	長崎県経営者協会専務理事 長崎県労働委員会使用者委員	
北 原 裕 幸	R 3. 4. 5	長崎県経営者協会事務局長 長崎県労働委員会使用者委員	
大 崎 義 郎	H31. 4. 5	長崎県労働委員会事務局長	
山 田 讓 二	R 3. 4. 5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二一  
一一  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺ク  
田イ  
宏ッ  
リ  
ン  
ト  
弥